

健康・保険課よりお知らせです

国民健康保険被保険者証を更新します

10月1日から国民健康保険被保険者証が新しくなります。国民健康保険被保険者には、新しい被保険者証(有効期限が平成23年10月1日から平成24年9月30日を世帯主あてに9月中に郵便でお送りします。なお、窓口交付による更新も行いますので、希望する方はご利用ください。また、現在お使いの被保険者証は、10月1日以降使うことができなくなりますので、健康・保険課に返却いただくか、ご自身で裁断等による破棄をお願いします。

○被保険者証の記載内容などの確認を

新しい被保険者証が届いたときは、被保険者証に記載される住所・氏名、また送付枚数などを必ず確認してください。記載内容に誤りなどがあった場合は、必ず健康・保険課へ連絡してください。

○被保険者証の窓口交付を希望する場合

被保険者証の窓口交付を希望する方は、9月9日までに健康・保険課へ連絡してください。窓口交付を希望した場合は、9月20日から健康・保険課で被保険者証を交付します。窓口交付を受ける際は、運転免許証など身分が証明できるものを持参してください。なお、窓口交付は世帯単位となります。

○被保険者証の有効期限

新しい被保険者証の有効期限は、平成24年9月30日です。ただし、10月1日以降に退職被保険者で65歳になる方とその扶養家族、または75歳になり後期高齢者医療制度に加入する方は、有効期限が異なる場合があります。いずれの場合も有効期限の前に、国民健康保険または後期高齢者医療制度から、新しい被保険者証を郵便でお送りします。

○短期被保険者証の交付

被保険者証の有効期限は通常1年間ですが、国民健康保険税の滞納により通常より有効期限の短い被保険者証を交付する場合があります。また、特別な事情がなく納付状況が改善しない場合は、医療費がいったん全額自己負担となる「資格証明書」を交付することがあります。

○国民健康保険の届け出は必ず14日以内に

国民健康保険に加入する場合や国民健康保険から離脱する場合、また国民健康保険被保険者が住所変更をしたときなどは、必ず14日以内に届け出をしてください。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線141)へ

税務課よりお知らせです

個人の住民税の雑損控除額等の特例について

東日本大震災により住宅や家財等に生じた平成23年分の損失について、選択により平成22年分の損失として雑損控除の適用を受けることができるようになりました。※雑損控除とは、震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害や火災など人為による異常な災害、その他盗難、横領によって住宅や家財に損害を受けた場合に受けられる所得控除のことです。

適用を受けるに当たっては、申告が必要となりますので、税務課までお問い合わせください。

▶お問い合わせは、税務課(☎54-2211 内線161)へ

子育て・長寿支援課よりお知らせです

東日本大震災義援金について

東日本大震災義援金につきましては、7月末現在で199件、8,770,163円となりました。個人、法人、各種団体からお預かりした心温まるこの貴重な浄財は、日本赤十字社群馬県支部を通して被災地に届けられます。

なお、義援金の受付は9月末日まで役場子育て・長寿支援課及び社会福祉協議会で行われていますので、今後とも村民皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線131)へ

保健相談センターよりお知らせです

がん検診のお知らせ

村では、9月にがん検診を実施します。対象年齢で受診を希望される方は、お申し込みください。なお、すでにお申し込みをされた方には、受診票をお送りします。同封の通知書をよくお読みのうえ、忘れずにお出かけください。

○検診日

| 日程 | 会場 | 受付時間 |
|----------|----------|--|
| 9月9日(金) | 南部コミセン | ○胃がん・大腸がん 午前7時～9時 ○子宮けいがん・乳腺・甲状腺がん 午後12:45～1:15 |
| 9月10日(土) | | |
| 9月13日(火) | 保健相談センター | |
| 9月14日(水) | | |
| 9月25日(日) | | |
| 9月28日(水) | 中央コミセン | |
| 9月30日(金) | | |

○検診料

■胃がん検診…1,000円 ■大腸がん検診…500円 ■子宮けいがん検診…1,000円 ■乳腺・甲状腺がん検診…1,000円

※ただし次に該当する方は無料になります。

- ・70歳以上の方(平成24年3月31日現在)
- ・生活保護受給者、村民税非課税世帯の方(検診1週間前までに申請手続きが必要です)

○注意事項

- 年齢は平成24年3月31日現在の年齢です。
- 対象年齢であっても、受診票のない方は受診できません。希望される方は必ずお申し込みください。

◎胃がん健診

- 対象者…40歳以上の方
- 当日持参するもの…受診票(受診票の質問事項に記入のうえ、ご持参ください。受診票に記載されている質問に該当する項目があると受診できない場合があります。)
- 検診方法…バリウム検査
- 検診に関する注意点

前日

- ・夕食は午後9時頃までに終了してください。夜10時以降は水もなるべく飲まないようにしてください。(うがいは可)。できるだけ禁酒してください。
- ・受診票の問いにボールペンで記入してください。

当日

- ・検査終了まで何も飲食しないでください。タン、つばもできるだけ飲み込まないようにしてください。できるだけ禁煙してください。

服装

- ・ボタン、ファスナー、金具のついていないシャツ(薄手のもの)を1枚着用してください。
- ・ゴムのズボン、スカートを着用してください(金具、ファスナーのないもの)。
- ・時計、眼鏡、湿布などの貼付薬、ネックレスなどの装飾品は外しておいてください。

次の方は検診の対象外となります。

- ・病院または人間ドックなどで受診する方
- ・妊娠中または妊娠の可能性のある方
- ・現在、胃腸疾患、腸閉塞などで治療中または1年以内に胃や大腸の手術、心臓疾患・脳血管疾患の手術を受けた方(主治医にご相談ください)

◎大腸がん検診

- 対象者…40歳以上の方
- 検診方法…便潜血反応検査
- 容器配布日程

| 日程 | 会場 | 対象区 | 受付時間 |
|----------|----------|--------|------------|
| 8月29日(月) | 保健相談センター | 1～4区 | 午前9時～午前12時 |
| | | 5～8区 | 午後1時～午後5時 |
| 8月30日(火) | | 9～12区 | 午後1時～午後5時 |
| 8月31日(水) | | 13～16区 | 午前9時～午前12時 |
| 9月2日(金) | | 17～21区 | 午後1時～午後5時 |

◎子宮けいがん検診

- 対象者…20歳以上の女性(今年度、偶数の年齢になる方)
- 検診方法
子宮けい部の表面から綿棒などで細胞を採取して、顕微鏡で調べます。
- 検診後の注意点
 - ・細胞を採取するときに、若干出血することがありますが、ほとんどは自然に止まります。もしも、出血量が多かったり、出血が続くときは保健師までご連絡ください。

◎乳腺・甲状腺がん検診

- 対象者…40歳以上の女性
- 検診方法
・診察とマンモグラフィ(乳房X線撮影)の併用検査になります。なお、診察のみの受診はできませんのでご了承ください。
- 次の方は検診の対象外となります。
 - ・妊娠中や出産後2年以内の方
 - ・心臓にペースメーカーを入れている方
 - ・豊胸術を受けている方

☆大腸がん検診、子宮がん検診、乳腺・甲状腺がん検診でクーポン検診の対象となっている方

- 個別通知してあるとおりで無料で受けられます。通知をよくお読みになり、受診してください。
- ▶お問い合わせは、保健相談センター(☎70-8052)へ

下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験

下水道排水設備工事に必要な責任技術者の試験が実施されます。

- 日時…10月16日(日) 午前9時～正午
- 会場…高崎経済大学(高崎市並榎町1300)
- 受験料…8,500円(問題集代を含む)
- 受験申込書配布期間…8月1日(月)から8月31日(水)まで(土、日、祝日を除く)
- 受験申込書受付期間…8月31日(水)まで(土、日、祝日を除く)
- ▶申込書の配布・受付とお申し込みは、上下水道課(☎54-2211 内線153)へ

在宅ねたきり老人等介護慰労金

該当する方は申請をお願いします

在宅ねたきり老人等介護慰労金は、身体上または精神上の障害のため、日常生活に著しい支障のある在宅の老人を介護する方の労をねぎらうために支給します。また、介護者のいない老人については本人に支給します。

■支給条件…次のすべての要件を満たすこと。

- 1 榛東村に住所を有し、介護を受けている者の年齢が65歳以上であること
- 2 在宅で1年以上継続して介護を行っていること(期間中に短期入所生活介護、短期入所療養介護および入院などにより在宅を離れた期間が100日を超えないこと)
- 3 1年以上継続して要介護3、4または5に相当すること

■基準日…8月1日

■支給金額…要介護3 50,000円
 要介護4・5 100,000円(過去1年間において介護保険のサービスを受けていない住民税非課税世帯の場合は150,000円)

■該当すると思われる方は、10月31日(月)までに役場子育て・長寿支援課または各地区の民生児童委員へお申し出ください。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線134)へ

敬老祝金

敬老祝金を支給します

榛東村在住の高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するとともに、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として、9月に敬老祝金を支給します。

■支給対象者…平成23年9月1日現在で、榛東村に居住し住民基本台帳に記載されている方で、平成23年12月31日までに満80歳、85歳、90歳、95歳、または100歳以上である方。

■支給金額

- 80歳の方(昭和6年1月1日～昭和6年12月31日生)…6,000円
- 85歳の方(大正15年1月1日～昭和元年12月31日生)…10,000円
- 90歳の方(大正10年1月1日～大正10年12月31日生)…20,000円
- 95歳の方(大正5年1月1日～大正5年12月31日生)…30,000円
- 100歳以上の方(明治44年12月31日以前生)…50,000円

■支給時期…9月中旬～下旬

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線134)へ

総務課よりお知らせです

榛東村小規模契約希望者登録要綱が施行されました

村が発注する小規模な工事及び修繕に係わる契約のうち、契約予定金額が130万円未満(工事以外にあっては50万円未満)の契約に関して、競争入札参加資格を有していない村内業者の受注機会の拡大を図るため、榛東村小規模契約希望者登録要綱が8月1日より施行されました。契約を希望される方は、要綱をお読みになり、登録申請書を提出してください。(この申請は、契約希望者を名簿登録するもので、将来の契約行為を約束するものではありません。)

| | |
|------------------------------|---|
| 契約希望者として登録できる方 (法人事業者を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ・村内に主たる事業所又は住所を有している方 ・村の競争入札参加資格を有していない方 ・村税を滞納していない方 など |
| 小規模契約の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般土木工事 ・建築工事 ・大工工事 ・左官工事 ・屋根工事 ・ガラス、サッシ工事 ・建具工事 ・塗装工事 ・内装仕上工事 ・板金工事 ・電気工事 ・管工事 ・消防施設工事 ・備品の修理 など |

▶お問い合わせ、申請先は、総務課(☎54-2211 内線255)まで。なお、申請書は榛東村商工会(☎54-2318)にもあります。

現況届などの提出が必要です

○児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などのため、父または母と生計をともにしていない18歳未満(18歳に達している場合はその年度の3月31日まで)の児童を扶養している父または母などに対して支給されます。

■手当を受けられる人…次のいずれかの条件に当てはまる児童を育てている父または母など ①父母が離婚 ②父または母が重度障害者 ③父または母が生死不明 ④父または母から1年以上遺棄 ⑤父または母が1年以上拘禁 ⑥父または母が死亡 ⑦未婚の母 ⑧父母ともに不明

■手当が支給されない場合…①父または母の所得が一定額を超えるとき ②父または母が自分の親族など(扶養義務者)と同居していて、扶養義務者の所得が一定額を超える場合 ③父または母が配偶者(事実婚を含む)と同居になったとき ④父または母および児童が公的年金を受給できるとき ⑤父または母および児童の住所が日本国内にないとき ⑥児童が福祉施設に入所しているとき ⑦児童が里親に委託されているとき

■支給額…所得および児童の数により支給金額が決定されます。

○特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体または精神に障害を持つ満20歳未満の児童を養育している父または母(どちらか所得の多い方)に支給されます。父母以外の方が児童を養育している場合にも支給されます。

■手当が支給されない場合…①父母または養育者の所得が一定額を超えるとき ②父母および児童の住所が日本国内にないとき ③児童が福祉施設に入所しているとき ④児童が障害を支給事由とする年金を受けられるとき

■支給額…児童の障害の程度により支給額が決定されます。

○届けが必要です

児童扶養手当は「現況届」、特別児童扶養手当は「所得状況届」を毎年8月に提出していただくことになっています。この届けを提出しないと8月分からの手当を受給することができなくなりますので、まだ手続きを済ませていない方は、早急に手続きをしてください。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線134)へ

熱中症を正しく理解し、予防に努めてください

熱中症は、適切な予防すれば防ぐことができます。また、熱中症になった場合も、適切な応急処理により救命することができます。一人ひとりが熱中症予防の正しい知識をもち、自分の体調の変化に気をつけるとともに、周囲の人にも気を配り、予防を呼びかけ合って、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

○熱中症とは…

■高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調節機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります。

■気温が高い、湿度が高いなどの環境条件と、体調が良くないなどの個人の体調による影響とが組み合わさることにより、熱中症の発生が高まります。屋外だけでなく、就寝中など室内で熱中症を発症する事例が報告されています。

○熱中症の予防法

熱中症の予防には、「水分補給」と「暑さを避けること」が大切です！

■こまめな水分・塩分の補給 ■こまめな換気やすだれなど、室温が上がりにくい環境の確保 ■日傘や帽子の着用

■通気性の良い、吸湿・速乾の衣服の着用 ■保冷剤、氷、冷たいタオルなどによる体の冷却

○熱中症になった時の処置は…

1. 涼しい場所へ避難させる 2. 衣服を脱がせ、体を冷やす 3. 水分・塩分を補給する

自力で水を飲めない、意識がない場合は、直ちに救急隊を要請しましょう！